

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会地域福祉活動助成金

助成区分として、①基本助成、②選択助成、③特別助成の3つに分かれております。

① 基本助成

【助成対象】下記の交付要件に該当する団体。

【金額】10,000円/年

【内容】運営費（会議に係る食糧費を除く）

交付要件

- 1 自主的かつ継続的な活動計画に基づく活動をしていること。
- 2 会員などが1回あたり平均5名以上参加していること。
- 3 2か月に1回以上開催しており、参加者が歩いていける範囲内で実施していること。
- 4 規約、会則等を定め、団体の名称、目的、会員等の構成などが確認できること。
- 5 政治・宗教的活動でないこと。
- 6 他の団体・法人から補助金などを受けていないこと。ただし、東郷町高齢者思いづくり支援事業を除いた東郷町・区・自治会からの補助金などは構わない。

② 選択助成 ※申請は、必須ではありません。

【助成対象】下記に掲げる項目（1）～（4）に該当する活動を行っている団体。

【金額】1項目につき 5,000円/年

ただし、10,000円/年を上限とする。

項目	内 容
(1)	会員以外の幅広い多世代の交流を目的とした行事を年2回以上開催する場合。 〔例〕・児童館で卓球を行い、小学生と交流する。 ・夏祭り等で地域の方と交流するイベントを行う。
(2)	通常のカ開催において、有料の会場使用料が必要な場合。 〔例〕・コミュニティーセンターの使用料がかかる。
(3)	災害時のために、会員内での連絡方法の確立及び、災害発生時の安否確認を行う場合。 〔例〕・暴風雨のあと、電話で被害状況をきく。 ・災害時の安否確認の緊急連絡網を作成している。
(4)	けがや病気などのために参加できなくなった会員を送迎、または安否確認を行う場合。 〔例〕・けがをした人の送迎をすることができる。 ・休んだ人へ声掛けや電話をしている。

選択助成の申請例

〔例1：A団体の場合〕

- 会場の使用料がかかる
- その他選択項目に当てはまるような活動はしていない。



選択助成(2)のみ選択

5,000円/年 助成

〔例2：B団体の場合〕

- 会場の使用料がかかる。
- 小学生との交流を目的とした行事を行う。



選択助成(1)、(2)を選択

10,000円/年 助成

〔例3：C団体の場合〕

- 会場の使用料がかかる。
- 小学生との交流を目的とした行事を行う。
- 災害時の安否確認のため、連絡網を作成している。



選択助成(1)、(2)、(3)を選択

10,000円/年 助成

選択助成の上限金額は、10,000円です。
項目を3つまたは4つ選んでも、助成金額
15,000円または20,000円とはなりません。

③ 特別助成

【助成対象】新規かつ設立後1年程度の団体（1団体につき1回限り）。
実際の運営状況、見込み等を確認させていただきます。

【金額】最大20,000円/年

地域福祉活動助成金制度と「東郷町の語り場づくり支援事業（東郷町役場高齢者支援課）」の助成金制度を併用することはできません。